

秩父市の障がい者のための施策

福祉部障がい者福祉課 電話 27-7331(直通)

FAX 27-7336

吉田総合支所市民福祉課 電話 72-6082(直通)

大滝総合支所市民福祉課 電話 55-0865(直通)

荒川総合支所市民福祉課 電話 54-2116(直通)

(1) 障害者手帳

障がい児(者)に対する援護は障害者手帳を受けていることが基本となっています。重い障がいがあっても手帳の交付を受けていない方は援護等が受けられない場合があります。

| 名 称 | 内 容 | 窓 口 |
|----------|---|------------------|
| 身体障害者手帳 | 体に障がいのある方に交付され、その程度は1級から6級に区分されています。交付の対象となる障がいは視覚(視力の低下・視野が狭い)、聴覚(耳が聞こえない・聞こえづらい)、音声・言語・そしゃく(話すことができない)、肢体不自由(身体の一部が欠けている、または不自由)、内部(心臓・腎臓・呼吸器・直腸・膀胱・小腸・肝臓・免疫)の障がいに対し、申請に基づいて県知事が交付します。 | |
| 療育手帳 | 18歳以下で発症し、知的な遅れがあってIQが概ね70以下の方に交付される手帳です。あくまでもご本人やご家族の手帳を取得したいという意思に基づいて交付されるものです。㊤、A、B、Cの4等級に分かれています。なお、ご本人の社会状況等も手帳の等級に反映されることはありますが、基本的に心理検査(知能検査)の結果によって手帳の等級が決まります。「精神遅滞」を伴わない「広汎性発達障害」、「注意欠陥多動性障害」、「学習障害」などは療育手帳の対象となりません。 18歳未満の方は熊谷児童相談所で18歳以上の方は埼玉県総合リハビリテーションセンターで判定し、県知事が交付します。 | 障がい者福祉課 市民福祉課 |
| 精神保健福祉手帳 | 統合失調症、気分障害(そううつ病)、痴呆、アルコール依存症、神経症、心因反応、パニック障害、摂食障害、精神発達障害、てんかん、その他精神疾患により、日常生活または社会生活に制約がある方を対象として申請に基づいて県知事が交付します。 | |

(2)障害者の日常生活と社会生活を総合的に支援する法律によるサービス

障がい者の自己選択と自己決定を尊重し、自分らしく暮らしていける社会の実現のため、平成18年4月から始まった制度です。利用者負担は原則1割となっておりますが、市民税の課税状況により異なります。

障害者自立支援サービスをご希望の方は、申請から調査・サービスの支給決定まで市の担当職員が行いますので、障がい者福祉課・総合支所市民福祉課までご相談ください。

| | 名 称 | 内 容 | |
|-----------|------------------------|---|-------|
| 訪問系サービス | 居宅介護(ホームヘルプ) | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 | 介護給付 |
| | 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神により行動上著しい困難を有する障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。 | |
| | 同行援護 | 視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供したり、移動の援護を行います。 | |
| | 行動援護 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 | |
| | 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。 | |
| | 短期入所(ショートステイ) | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 | |
| 日中活動系サービス | 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。 | 訓練等給付 |
| | 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 | |
| | 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 | |
| | 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 | |
| | 就労継続支援 (A型・B型) | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 | |
| 居住系サービス | 共同生活援助 (グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護や相談、日常生活の援助を行います。 | 介護給付 |
| | 障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援) | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 | |

| | 名 称 | 内 容 | |
|----------|-------------|--|----------|
| 日常生活サービス | 移動支援 | 円滑に外出できるよう、移動を支援します。 | 地域生活支援事業 |
| | 地域活動支援センター | 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。 | |
| | 日中一時支援 | 日中の活動の場を確保し、家族の就労や一時的な休息を支援します。 | |
| | 運転免許取得費用の補助 | 障がい者が運転免許を取得する場合、総経費の2/3を補助します。補助の限度額は12万円です。 | |
| | 自動車改造費用の助成 | 重度の肢体不自由で、通勤等のために自分で自動車を運転する方に自動車用ハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するための費用10万円まで助成します。 | |
| | 日常生活用具の給付 | 日常生活の便宜を図るための用具を給付しています。ただし、介護保険の該当の方は、介護保険のサービスが優先となります。 | |
| | 相談支援 | 日常生活や社会生活が安心して営めるよう、相談に応じ、必要な情報の提供、援助等を行います。 | |
| | 訪問入浴サービス事業 | 家庭において入浴が困難な重度障害者に対して、家庭に巡回入浴車で訪問し入浴のサービスを行います。 | |
| | コミュニケーション支援 | 公的機関、医療機関等で意思の伝達ができるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。 | |
| | 補装具の交付・修理 | 障がい児(者)の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするため補装具の交付と修理を行っています。ただし、介護保険の該当の方は、介護保険のサービスが優先となります。 なお、この制度を利用する場合、埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定が必要となる場合があります。 | 給付 |

(3)医療費の給付

| 名 称 | 内 容 | 対 象 者 | 窓 口 |
|------------------------------|---|--|----------------------|
| 自立支援医療 (制度により負担の方法が異なります) | <p>更生医療:身体障がい者の更生に必要な医療であって、障がいを軽くしたり、機能を回復することができるような医療を国または都道府県が指定する医療機関で受けられます(心臓手術、血液透析治療、角膜手術、関節形成手術、腎移植手術など)。この制度を利用する場合、埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定が必要です。なお、本人及び家族の所得により医療費の一部負担があります。</p> | 18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方 | 障がい者福祉課 市民福祉課 |
| | <p>育成医療:現存する疾患がこれを放置すれば、将来障がいに至ると認められる児童であって、その障がいを除去または軽減することにより生活能力が得られるための確実な治療効果が期待できるものであることが必要です。</p> | 18歳未満の肢体不自由、視覚、音声、言語、そしゃくの各種機能障がいまたは内部障がいを持つ児童 | 障がい者福祉課 市民福祉課 |
| | <p>精神通院医療:次に掲げる病気で通院治療が必要な場合、通院にかかる医療費の自己負担を軽減する制度です。精神科デイケア・訪問看護・調剤(院外薬局)などを利用する場合も適用となります。</p> | 統合失調症、そううつ病、痴呆、アルコール依存症、神経症、心因反応、パニック障害、人格障害、てんかん、摂食障害、精神運動発達遅滞などの病気のため、医療機関に通院して医療を受けている方 | 障がい者福祉課 市民福祉課 |
| 重度心身障害者医療費支給制度 | <p>病院等で診療を受けた場合、医療保険の適用される医療費のうち、その保険適用後の負担額(医療費の3割等)から高額療養費、付加給付、他法負担分等を控除した残りの額を支給します。(所得制限があります。)</p> | ① 身体障害者手帳1・2・3級をお持ちの方 ② 療育手帳㊦・A・Bをお持ちの方 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ④ 後期高齢者医療制度の「障害認定」を受けた方 *65歳以上で新たに障害者手帳を取得される方、等級の変更等により新たに上記に該当する方は対象外となります。 | 障がい者福祉課 市民福祉課 |

(4)日常生活の改善

| 名 称 | 内 容 | 対 象 者 | 窓 口 |
|----------------------------|---|---|----------------------------|
| 重度障害者住宅改修費の補助(日常生活用具給付等事業) | 重度障がい者の日常生活における利便を図るため、居室、便所、浴室等居宅の一部を障がいに応じ使いやすく改造する場合、1件当たり20万円を限度とし補助します。ただし、新築・増築・改築および介護保険の給付対象となる住宅改修は補助対象となりません。 | 下肢または体幹の障がいが1・2・3級の身体障害者手帳所持者 | 障がい者福祉課 市民福祉課 |
| 身体障害者住宅貸付資金 | 身体障がい者の暮らしやすい環境づくりを目指し、住宅を購入・増築・改築または改造する場合に必要な資金をお貸しします。 ・貸付額 250万円以内 ・措置期間 貸し付けの日から6か月以内 ・利 息 年1.5%(据置中は無利子) ・返 済 7年以内 | 県内に居住している身体障がい者または身体障がい児(者)を扶養している方で増築等により身体障がい者の生活の改善・向上が期待される方 | 秩父市社会福祉協議会 22-1514 |
| 車椅子の貸し出し | 市内に居住し居宅において生活する方に無料で1か月以内(延長可)。 | 市内に居住し居宅において生活する方 | 障がい者福祉課 |
| あんしんサポートネット | 一人で生活していくには不安がある方に安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に伺いお手伝いします。 ①福祉サービスの利用援助 ②日常生活上の手続き援助 ③日常的金銭管理 ④書類等預かりサービス(不動産の権利証・契約書・通帳・実印など) <利用料金> ①②③1回1時間1,200円。ただし、③において通帳を預かる場合または金融機関において代理により援助を行う場合は、1回1時間1,600円 以降30分毎に400円が加算されます。 ④基本料2,000円。利用料500円 | 高齢者や知的障がい、精神障がい児(者)等 | 秩父市社会福祉協議会 |
| 紙おむつ支給事業 | 1か月の規定枚数を配布します。 | 次に該当する市民税非課税世帯に属し、6か月以上ねたきりの方 ①身体障害者手帳1・2・3級及び療育手帳㊦・A・Bの所持者 ②日常生活用具給付で紙おむつの支給を受けていない方 | 高齢者介護課 障がい者福祉課 市民福祉課 |

(5)社会参加

| 名 称 | 内 容 | 対 象 者 | 窓 口 |
|----------------|---|---|---|
| 難病患者通院交通費補助事業 | <p>電車、バスを利用した場合は、経済的な経路で通院に要した鉄道賃、路線バス賃の1/2の額。</p> <p>自家用車を利用した場合は、路程に応じ1kmにつき8円の1/2の額を補助します。</p> | <p>難病の治療のため市外の病院等の通院している患者</p> <p>※重度心身障害者自動車等燃料費補助事業及び生活サポート事業との併給は受けられません</p> | <p>障がい者福祉課</p> <p>市民福祉課</p> |
| 自動車運転免許の無料教習 | <p>「身体障害者運転能力開発訓練センター」で所定の教習料金が無料で運転教習を受けられます(検定料など約3万5千円自己負担)。</p> <p>なお、入所日は1, 4, 7, 10 各月の月初めで、訓練期間は3か月です。</p> <p>宿泊施設(有料)もあります。</p> | <p>18歳以上の身障手帳所持者で自動車運転免許を取得して就職しようとする、次に当てはまる方</p> <p>①公共職業安定所に求職登録してある方</p> <p>②運転免許試験場での運動適性審査に合格した方</p> <p>③身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方</p> | <p>身体障害者運転能力開発訓練センター東園(あずまえん)</p> <p>月曜定休</p> <p>048-481-2711</p> |
| 福祉タクシーの利用料金の助成 | <p>重度心身障がい者の社会生活圏の拡大させるため、希望者に福祉タクシー券(年間24枚)を交付します。県内のタクシーを利用した場合にその基本料金を助成します。</p> | <p>身体障害者手帳の1・2・3級、療育手帳の㊸最重度・A重度・B中度及び精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方</p> | |
| 自動車燃料費の補助 | <p>使用した燃料1リットルにつき50円を補助します。1か月の補助対象量は乗用車20リットル、バイク5リットルが限度です。※福祉タクシーとの併用はできません。</p> | <p>身体障害者手帳の1・2・3級及び精神障害者保健福祉手帳の1級を受けており、自己所有または同居親族所有の車を自ら運転される方</p> <p>または、療育手帳㊸最重度・A重度・B中度の手帳を所持している在宅の知的障がい児(者)もしくは身体障害者手帳1・2・3級を所持する視覚障害者と同居し、移動支援を行っている方</p> | <p>障がい者福祉課</p> <p>市民福祉課</p> |

| | | | |
|----------------|--|---|----------------------------------|
| ハンディキャブ | <p>利用する方の社会参加のために送迎サービスを行います。</p> <p>・利用回数 月2回</p> <p>・利用料 無料 ただし燃料及び有料駐車場の負担もあります。</p> | <p>旧秩父市及び旧吉田町在住で障がい程度が重く、車椅子・杖等を利用している方</p> | <p>秩父市社会福祉協議会</p> |
| 生活サポート事業 | <p>在宅の心身障がい児(者)の地域生活を支援するため、障害児(者)及びその家族の必要に応じて、各種サービスを提供し、住み慣れた地域での生活を支援する事業で障害児(者)の福祉向上、及び介護者の負担軽減を図ることを目的とした事業です。</p> <p>利用希望の方は、事前に登録、契約が必要です。</p> <p>サービス内容は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一時預かり 2. 派遣による介護サービス 3. 移送サービス 4. 外出援助 | <p>療育手帳</p> <p>身体障害者手帳</p> <p>精神障害者保健福祉手帳</p> <p>指定難病医療受給者証</p> <p>をお持ちの方</p> | <p>障がい者福祉課</p> <p>市民福祉課</p> |
| 駐車禁止適用除外 | <p>標章を提示すれば駐車禁止区域内(法定禁止区域内を除く)でも、他の交通の妨げにならない場合は駐車できます。</p> | <p>①身体障がい児(者)で埼玉県が規定する障害の区分・等級に該当し、歩行困難な方</p> <p>②療育手帳で㊿、Aの方</p> <p>③精神障害者保健福祉手帳で1級の方</p> | <p>秩父警察署</p> <p>24-0110</p> |
| 視覚障がい者に対する声の広報 | <p>秩父市で月1回発行する「市報ちちぶ」をボランティアグループ「きぶねぎくの会」に委託しCDに録音したものを郵送しています。</p> | <p>視覚障がい児(者)</p> | <p>障がい者福祉課</p> <p>市民福祉課</p> |
| 郵送による不在者投票 | <p>郵送による不在者投票ができます。</p> <p>右記障がいのほか上肢または視覚の障がいの程度が1級の方です。</p> <p>この制度を利用する場合は、事前の手続きが必要です。</p> | <p>両下肢・体幹・移動機能で身体障害者手帳の1級及び2級、腎臓・心臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸で身体障害者手帳1級及び3級、肝臓又は免疫障害で身体障害者手帳1級から3級の方をお持ちの方</p> | <p>秩父市選挙管理委員会</p> <p>22-8200</p> |

(6)施設等の利用

| 名 称 | 内 容 | 対 象 者 | 窓 口 |
|-------------|--|---|----------------------------|
| 秩父市ふれあいセンター | 地域在宅福祉を積極的に推進し、高齢者および障がいのある方々があらゆる人たちと交流しながら、健康・生きがいづくりと社会参加・社会復帰を果たすための施設です。 詳しくは、施設へお問合せください。 | ・高齢者(おおむね 60 歳以上の方) ・障がい児(者) ・福祉関係および団体 | ふれあいセンター 22-9132 |
| 羊山センター | 市民のみなさまの健康増進と教養の向上を願い“仲間づくり”の輪を広げ、憩いの場として楽しく過ごしていただくための施設です。 詳しくは、施設へお問合せください。 | どなたでも利用できます 市内居住の方で 60 歳以上 又は障がい児(者) 無料 | 羊山センター 23-2325 |
| 秩父市温水プール | 市民のみなさんの健康増進、体力向上、生涯スポーツの拠点として活用していただける施設です。一般用 25mプールと幼児用プールがあり、年間を通じてご利用いただけます。 詳しくは、施設へお問合せください。 | どなたでも利用できます 障がい児(者) 無料 | 一般財団法人秩父市地域振興公社 22-7411 |

(7)手当・年金等

| 名 称 | 内 容 | 対 象 者 | 窓 口 |
|----------------------------------|---|---|------------------|
| 特別児童扶養手当 | <p>精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭において育てている方に支給されます。</p> <p>障がいがある児童とは、精神の場合は1人でまったく日常生活ができないか、著しく制限されるとき(おおむね療育手帳㊦、A、Bの方)。身体障がいの場合は身体障害者手帳1・2級または3級程度のときをいいます。</p> <p>次の場合には手当が受けられません。</p> <p>(a)児童が障がいによる公的年金を受けることができる場合。</p> <p>(b)児童福祉施設等(通園施設は除く)に児童が入所している場合。</p> <p>(c)本人または家族に一定の所得があるときは、その年度は支給停止になります。</p> | 精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭において育てている方 | |
| 特別障害者手当等 ①特別障害者手当 ②障害児福祉手当 | <p>在宅での日常生活において、重度の障がいゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するために創設された手当です。ただし、施設に入所中の方および3か月を超えて病院などに入院している方は除きます(所得制限があります)。</p> <p>在宅の重度障害児の方に対する福祉の措置の一環として実施されている手当です。ただし、障害年金を受給している方、および施設に入所中の方は除きます(所得制限があります)。</p> | <p>20歳以上であって、精神または身体の重度障害により日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方</p> <p>20歳未満であって、身体障害者手帳の1級および2級の一部の方、療育手帳の㊦最重度相当の方並びに精神障害、血液疾患等で上記と同程度の障がいの方</p> | 障がい者福祉課 市民福祉課 |
| 在宅重度心身障害者手当 | <p>重度の障がいがあり特別障害者手当・障害児福祉手当・経過措置福祉手当を受給していない方(所得制限があります)。</p> | <p>市民税非課税の方</p> <p>① 身体障害者1・2級の方</p> <p>② 療育手帳㊦最重度・A重度の方</p> <p>③ 精神障害者保健福祉手帳1級の方</p> | |

| | | | |
|-------------|---|---|---|
| 障害基礎年金 | <p>障害基礎年金の受給権者がその受給権を得たとき、その人によって生計を維持していた18歳未満の子または20歳未満で障がいの程度が1・2級の子があるときは加算があります。</p> <p>※障害手帳の1級・2級と障害年金の1級・2級は判定基準が違いますので、右記相談窓口までお問い合わせください。</p> | <p>国民年金障害等級表の1・2級に該当する20歳以上の障がい者で初診日前に保険料を納めた期間が加入期間の3分の2以上にある方に支給されます。</p> <p>また、20歳前に障がい者となった方については20歳に達したときから支給されます(ただし、20歳前に障がい者となった方については、一定以上の所得があると支給停止になります)。</p> | <p>保険年金課 25-5201</p> <p>または 年金事務所 27-6560</p> |
| 心身障害者扶養共済制度 | <p>加入者が死亡または重度の障がい状態になった場合、障がい者に年金が支給されます。また、障がい者が死亡した場合は弔慰金が支給されます。</p> <p>①掛金は加入者の年齢により月額9,300円～23,300円 ②年金は1口月額20,000円 ③1人2口まで加入できます。</p> | <p>心身障がい者の保護者で次の要件に該当する方</p> <p>①加入者の年齢は4月1日で65歳未満であること。 ②加入時、埼玉県に住民登録していること。 ③加入者は特別の疾病や障がいがなく生命保険の対象となる健康状態であること。</p> | <p>障がい者福祉課 市民福祉課</p> |

(8)税の控除・減免

| 名 称 | 内 容 | 対 象 者 | 窓 口 |
|-----------|---|--|----------------------------------|
| 所得税の障害者控除 | <p>納税者または控除対象配偶者や扶養親族に心身の障がいがある場合、所得金額から40万円控除。</p> | <p>身体障害者手帳の1・2級 療育手帳の㊤最重度・A重度 精神障害者保健福祉手帳1級</p> | <p>秩父税務署 22-4433 または</p> |
| | <p>納税者または控除対象配偶者や扶養親族に心身の障がいがある場合、所得金額から27万円控除。</p> | <p>身体障害者手帳の3～6級 療育手帳のB中度・C軽度 精神障害者保健福祉手帳2.3級</p> | <p>勤務先の給与係</p> |

| | | | |
|----------------|--|--|-----------------------------------|
| 市県民税の障害者控除 | 納税者または控除対象配偶者や扶養親族に心身の障がいがある場合、 所得金額から 30 万円控除。 | 身体障害者手帳の 1・2 級 療育手帳の㊦最重度・A 重 度 精神障害者保健福祉手帳 1 級 | 市民税課 22-2209 または勤務先 の給与係 |
| | 納税者または控除対象配偶者や扶養親族に心身の障がいがある場合、 所得金額から 26 万円控除。 | 身体障害者手帳の 3～6 級 療育手帳の B 中度・C 軽度 精神障害者保健福祉手帳 2.3 級 | |
| 個人事業税の非課税 | あんま・マッサージ・はり・きゅう・その他医療に類する事業を個人で営む場合、事業税が非課税になります。 | 両眼の視力が 0.06 以下の 視覚障がいがある方 | |
| 自動車税・自動車取得税の減免 | 一定の障がいに該当する方が取得または所有する自動車でもつばら身体障がい者などの通院、通学、通所、通勤のために使用される自動車の取得税及び自動車税が減免されます。 (軽自動車を所有の方は市役所市民税課が窓口となります。TEL22-2209) | 一定の障がいに該当する 範囲の身体障がい者、知的 障がい者およびこれらの方 と生活を共にする家族 | 秩父県税事 務所 23-2110 |

(9)公共料金の割引

| 名 称 | 内 容 | 対 象 者 | 窓 口 |
|---|--|--|----------------------|
| バス運賃の割引 | 埼玉県内を発着するバスを利用する場合、運賃の 5 割が割引されます。ただし、バスの定期券は 3 割引です。 | 身体障害者手帳・療育手帳を所持している方(第 1 種身体障害者・療育手帳を所持している知的障がい者は付添者も割引されます)。 | 各バス会社 |
| JR(鉄道・バス)運賃割引 ※私鉄についても同様の割引を行っております。 | 手帳の呈示のみで割引が受けられません。 種類: 普通乗車券・定期乗車券・回数乗車券・急行券 割引率: 5 割 取扱区間: 全線 | 身体障がい児(者)・知的障がい児(者) 第 1 種障害者(介護付) | 各鉄道会社 または JR窓口 |
| | 手帳の呈示のみで割引が受けられません。 種類: 普通乗車券 割引率: 5 割 取扱区間: 片道 100kmをこえるもの | 身体障がい児(者)・知的障がい児(者) 第 1 種・2 種障害者(単独) | |

| | | | |
|-----------|---|---|-----------------------------|
| 国内航空運賃の割引 | <p>本人単独利用(第2種)及び本人と同乗する同数の介護者(第1種)にも適用されます。</p> <p>国内航空運賃の25%</p> | <p>満12歳以上の身体障がい児(者)及び知的障がい児(者)</p> | 各航空会社 |
| 有料道路の割引 | <p>登録車両が明記してある身体障害者手帳または療育手帳の呈示で割引が受けられます。</p> <p>・割引率 全国すべての有料道路 50%以内</p> <p>※ただし、営業車は除く。</p> | <p>身体障がい者のうち自己運転または第1種に該当する重度の身体障がい児(者)及び知的障がい児(者)を乗せて介護者が運転する乗用自動車及び貨物自動車で、自己所有か生計を一にする方(どちらも所有していない場合は、「継続して日常的に介護している方」)が所有する車。</p> | <p>障がい者福祉課</p> <p>市民福祉課</p> |
| NHK受信料の減免 | 全額免除 | <p>①公的扶助を受けている場合</p> <p>②身体障害者手帳をお持ちの方のいる世帯で福祉事務所長が低所得世帯と認めた場合</p> <p>③療育手帳をお持ちの方のいる世帯で市民税非課税の場合</p> <p>④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のいる世帯で市民税非課税の場合</p> <p>⑤社会福祉法人に定める社会福祉事業を行う施設に入所されている場合</p> <p>※詳細はお問い合わせください</p> | <p>障がい者福祉課</p> <p>市民福祉課</p> |
| NHK受信料の減免 | 半額免除 | <p>① 視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合</p> <p>②身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級または2級)の方が、世帯主で受信契約者の場合</p> <p>③所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合</p> <p>④精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級)の方が、世帯主で受信契約者の場合</p> | <p>または</p> <p>NHKさいたま支局</p> |

| | | | |
|------------------|---|---|-------------------------------------|
| | | <p>⑤戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合</p> <p>※詳細はお問い合わせください</p> | |
| NTT番号案内の料金 減免 | 104番を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。 | <p>①視覚障害 1～6級、肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害) 1・2級の方</p> <p>②療育手帳をお持ちの方</p> <p>③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方</p> | <p>NTTふれあい案内</p> <p>0120-104174</p> |
| 携帯電話割引サービス | 携帯電話基本使用料等が割引となります。 | 障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)を所持する方 | 携帯電話各社 |

(10)相談総合窓口

| 内 容 | 名 称 | 住 所 電話番号 | FAX |
|---------------------------------|----------------------------|---|------------------|
| 障がい福祉に関する こと | 秩父市役所障がい者福祉課 | 秩父市熊木町 8-15 27-7331(直通) | 27-7336 |
| | 吉田総合支所市民福祉課 | 秩父市下吉田 6585-2 72-6082 | 77-1529 |
| | 大滝総合支所市民福祉課 | 秩父市大滝 4058 55-0865 | 55-0172 |
| | 荒川総合支所市民福祉課 | 秩父市荒川上田野 1734-6 54-2116 | 54-2334 |
| 障がいに関する生活 の相談 | 秩父市秩父保健センター | 秩父市永田町 4-17 22-0648 | 22-5338 |
| | 秩父障がい者総合支援センター 「フレンドリー」 | 身体障がい 秩父郡皆野町大字国神 421 26-7102 | 62-5613 |
| | | 知的障がい 秩父市熊木町 12-21 さやかサポートセンター内 21-7171 | 24-9963 |
| 地域生活支援センター「アクセス」 | 秩父市寺尾 1476-1 24-1025 | 24-1026 | |
| 障がいをお持ちで 18 歳未満の児童に関する こと | 埼玉県熊谷児童相談所 | 熊谷市箱田 5-12-1 048-521-4152 | 048-520- 1036 |
| 地域での生活に関する こと | 民生委員・児童委員 | 社会福祉課にお問い合わせください 25-5204(直通) | 22-7168 |
| | 身体障害者相談員 | 障がい者福祉課にお問い合わせくだ さい、27-7331(直通) | 27-7336 |
| 障がい者の就労に関 すること | 秩父公共職業安定所(ハローワーク) | 秩父市下影森 1002-1 22-3215 | 24-6898 |
| | 秩父障がい者就労支援センター 「キャップ」 | 秩父市熊木町 12-21 さやかサポートセンター内 21-7171 | 24-9963 |
| 障がいに関する差別 に関すること | 秩父市役所障がい者福祉課 | 秩父市熊木町 8-15 27-7331(直通) | 27-7336 |

児童相談所では、障がいの問題以外でも虐待・非行、
また里親になりたい方の相談も受け付けています。